

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

カーサプラチナ草加 運営規定特定

(事業の目的)

第1条 株式会社ハートフルケアが開設する指定特定施設入居者生活介護事業所「カーサプラチナ草加」(以下「事業所」という)が行う指定特定施設入居者生活介護事業及び介護予防特定施設入居者生活介護(以下「(介護予防)特定施設入居者生活介護」と表記する。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者等(以下「要介護者等」という)に対し、適正な(介護予防)特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 特定施設等は、入居者に対し、(介護予防)特定施設入居者生活介護について、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう提供する。

- 2 特定施設等が提供するサービスは、介護保険法令及び厚生労働省通知の内容に沿ったものとする。
- 3 入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ち、必要とされるサービスの提供に努める。
- 4 サービス提供は、個別の特定施設サービス計画を作成し、入居者の同意のもとに実行する。
- 5 入居者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し入居者又その家族のあらかじめの同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法に精神に立って、個人情報の管理等に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地、定員及び居室数は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 一 名称 | カーサプラチナ草加 ((介護予防)特定施設入居者生活介護事業所) |
| 二 所在地 | 草加市西町285番地1号 |
| 三 定員 | 80名 |
| 四 居室数 | 74室 |

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1名以上 常勤換算方法で入居者の数が100又はその端数を増すごとに1名以上。生活相談員は、入居者又は家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- 三 看護職員又は介護職員 次のとおりとする。
 - イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である入居者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上置くものとする。なお、要支援者については要介護者0.3

名分として算出す。

ロ 看護職員の数は、次のとおりとする。

- (1) 入居者の数が30人を超えない場合は、常勤換算方法で1名以上
- (2) 入居者の数が30人を超える場合には、常勤換算で1に入居者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の人数。

看護職員は、入居者の日々の健康状態のチェック、保険衛生上の指導や看護を行う。

介護職員は入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。

ハ 看護職員及び介護職員は、要介護者等の（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの提供を行うが、要介護者等のサービス利用に支障がないときは、要介護者等以外の入居者にサービスの提供を行う。

四 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、必要に応じ生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

五 計画作成担当者 1名以上(入居者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)
計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成し、入居者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

六 調理員 (日清医療食品株式会社委託)

調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

七 事務職員 1名以上

事務職員は必要な事務を行う。

(指定特定施設入居者生活介護の内容)

第5条 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴(週2回)、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話
- 二 機能訓練及び療養上の世話
- 三 健康管理

(指定特定施設入居者生活介護の利用料その他の費用の額)

第6条 (介護予防) 特定施設入居者生活介護の利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該（介護予防）特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、サービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額）とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

- 一 家賃
- 二 管理費
- 三 食費
- 四 光熱費
- 五 入居者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
- 六 おむつ代 実費

七 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(入居者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第7条 事業所の従業者は、入居者を他の介護居室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき入居者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

(施設等の利用に当たっての留意事項)

第8条 居室、共用施設、敷地その他の利用にあたっては、その本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に当たる者は、サービス提供時に入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情相談体制)

第11条 （介護予防）特定施設入居者生活介護等の提供に係る入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、入居者及び家族に説明するものとする。

- 2 本事業所は、提供した（介護予防）特定施設入居者生活介護等の提供に関し、法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 本事業所は、提供した（介護予防）特定施設入居者生活介護等に係る入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第12条 事業所は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護 関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た入居者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原

則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は入居者の人権擁護・虐待防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を配置する。
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き)

第14条 当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他 入居者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際 の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

(事故防止及び発生時の対応及び損害賠償)

- 第15条 事業所は、事故の防止のため、必要なマニュアル整備を行い、研修等を通じ防止に努めるものとし、事故発生時には再発防止のための検討会又研修等を通じ従業者に再発防止方法等の周知を行うものとする。
- 2 事業所は、サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には入居者の指定する緊急時連絡先に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 事業所は、入居者に対するサービス提供により発生した事故等により入居者の生命、身体、財産等に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償する。ただし、その損害について、事業所の故意又は過失によらないときはこの限りではないものとする。
 - 4 入居者の故意又は過失、もしくは事業所職員の正当な業務上の指示に違反して事業所の職員又は他の入居者の生命、身体、財産等に損害を及ぼした場合は、入居者及び契約者・保証人はその損害の賠償責任を負わなければならない。

((介護予防) 特定施設入居者生活介護の利用料の改定方法)

- 第16条 介護保険法令等の変更に伴い「介護保険給付サービス」費用に変更があった場合、事業者は入居者等への説明 を行い、当該利用料金を変更することがある。
- 2 ((介護予防) 特定施設入居者生活介護利用契約書に定める「介護保険給付対象外サービス」費用として支払う利用 料金について、事業者は、入居者の同意を得たうえで、当該利用料金を変更することがある。この場合、事業者は、施設 の所在する地域の発表する消費者物価指数及び人件費等

を勘案するなどの手続きをとるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第17条（介護予防）特定施設入居者生活介護に従事する従業者は、専ら当該事業に従事するものとする。ただし、サービスの提供の上で差し支えない場合には、有料老人ホーム カーサプラチナ草加の他の業務を行うことがある。
- 2 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回以上
- 3 従業者は、職務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、職務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社ハートフルケアと事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年12月15日から施行する。

平成21年10月1日 一部改定

平成22年4月1日 一部改定（施設名称変更）

平成23年7月18日 一部改定（施設住所表記変更）

平成25年9月17日 一部改定（施設移転・名称、定員変更）

平成27年8月1日 一部改定（第6条 利用者負担額変更）

平成30年8月1日 一部改定（第6条 利用者負担額変更）

令和4年7月1日 一部改訂（運営の方針変更、職員数の記載方法変更、虐待の防止のための措置に関する事項）

令和7年11月1日 一部改訂（苦情相談体制、身体的拘束等の手続き、事故防止及び発生時の対応及び損害賠償、利用料の改定方法に関する追加等）